

平成20年（ワ）第1978，2900，4164，5120号  
平成21年（ワ）第1152，2728，4662号  
ウイルス性肝炎患者の救済を求める全国B型肝炎訴訟・九州訴訟損害賠償請求事件  
原 告 原告番号1番ないし116番  
被 告 国

## 意見陳述書

2010年3月9日

福岡地方裁判所第2民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 迫 田 学

### 記

私は、このB型肝炎事件が、1日も早い解決を求められていることについて意見を述べます。

#### 1 原告番号34番さんのお話をします。

昭和21（1946）年生まれ、63歳の男性でした。

機械工として働き、溶接や配管などの仕事をされていました。大企業の3次4次下請けの一人親方として、数名の職人を連れ、全国の建設現場に出張して働いてこられました。

3人のお子さんを育て上げられました。これからは夫婦2人で、老後をささやかに楽しもうと思っておられました。

しかし、その夢は、かなわぬものとなってしまいました。

5年前の平成16（2004）年秋、出張先で身体に変調を来たし、受診した病院で言い渡されたのは、B型肝炎。すでに肝硬変に進行しており、腹水がたまり、食道静脈瘤破裂も起こしていました。

仕事は。これから暮らしは。借金の返済は。妻への恩返しは。孫の成長は。頭の中をぐるぐると駆け回り、目の前が真っ暗になり、言葉も出ませんでした。

それからは入退院を繰り返し、肝庇護剤と抗ウイルス薬投与の日々が続きました。しかし病状は肝癌へ進行しました。抗ガン剤治療や放射線治療のために、入院するたびに、激しい副作用が体力を奪いました。微熱と、いつも背中に荷物を背負っているようなだるさが続いていました。

#### 2 私が34番さんのお話を伺えたのは、昨年8月、入院先のベッドの上でし

た。

お顔は土気色で、瘦せておられました。けれども、語られる越し方に、もっと生きたいという強い意志が伝わってきました。「福岡ドームの開閉式の屋根を、恐怖に怯まず、自分なりの工夫をしながら完成させることができたんだ。」そう語られる瞳には、職業人としての達成感、また現場に立ちたいという情熱があふれていました。同時に、それはもうかなわないと悟り、理不尽に対する憤りが満ちていました。

るべき人生を変えさせられたことに対する怒り。家族に迷惑をかけ、ままならぬ暮らしを強いられるふがいなさや悔しさ。それらを是非裁判所に伝えてほしい、と私に託されました。

彼の願いは3つ。一つは、どうして国はB型肝炎蔓延の危険性を知りながら注射器の使い回しを続けたのか。なぜ私は感染しなければならなかつたのか。これを国に説明してもらいたい。二つは、最高裁判決で認められた責任にもとづく償いが、すべての被害者に等しくされなければならないこと。三つは、1日も早い解決でした。

### 3 札幌地裁で国の責任が問われはじめてすでに22年、最高裁判決確定から4年を迎えようとしています。

先週、2010年3月1日、日本テレビが次のとおり報じました。

全国B型肝炎訴訟の和解をめぐり、関係閣僚が協議を始めることを長妻厚生労働大臣が明らかにしたと。そして今週末の3月12日、札幌地裁で和解勧告が出されると見られ、これを前に関係閣僚が協議し、一定の姿勢を示す方針、と。

もちろん歓迎すべき話ではありますが、あまりにも遅すぎます。

34番さんは、聞き取りの最後をこのように結ばれました。「私はもう長くは生きられないでしょう。一刻も早く解決していただきなければ、どんなによい解決も私には意味のないことです。裁判所におかれでは、法廷には行けなくとも、ベッドの上から最後の力を振り絞って闘っている私がいることを決して忘れないでください。」と。これが、私が伺った最後のお訴えになってしまいました。その数日後、息を引き取られたのです。

私は、抱えきれないほど大きな、心からの叫びを託されたままになってしまいました。できることなら、裁判所に御本人の声を直接聞いていただきたかった。もうそれがかなうことはありません。

私は、薬害C型肝炎訴訟に引き続き、このB型肝炎訴訟でも原告代理人をさせていただいている。とともに、誰が被害者になってもおかしくなかった、まさに他人ごとではない被害の事件です。親が子の健康を願って受けさせた予

防接種が、命を奪うという悲劇。これは、ひとえに国の杜撰な医療行政が作り出し放置してきた許しがたい構図です。この裁判で国の過ちを明らかにし、無責任な行政を国民の命を最優先にする行政に改めさせなければならない。あらためて心からそう思います。

提訴後にお亡くなりになった原告は、この九州訴訟で2名、全国では合計6名おられます。すでに残された命の時間を告げられながらも、懸命にB型肝炎事件解決のために奮闘されている原告がたくさんおられます。

ことは命の問題です。いたずらに時間を浪費し、解決が先送りにされることがあってはなりません。

裁判所におかれでは、一人でも多くの方が解決の曉をその目で見ることができるよう、また、志半ばで先立った原告たちの最後の力を振り絞った訴えを常に心に置かれて、本件の解決にご尽力いただけるよう衷心より希望するものです。

以上